

死刑執行に関する声明

平成30年7月6日

犯罪被害者支援弁護士フォーラム（V S フォーラム）
共同代表 弁護士 杉 本 吉 史
同 弁護士 山 田 廣

本日、オウム死刑囚の死刑が執行されました。

死刑制度は、人の命を絶つ極めて重大な刑罰ですから、慎重な態度で臨む必要があることは言うまでもありません。

しかし、死刑制度は最高裁判例でも合憲とされている制度であり、死刑判決は極めて凶悪で重大な罪を犯した者に対し、裁判所が慎重な審理を尽くした上で、言い渡されています。法律に従い、執行されるのは当然のことであり、執行に反対することは法律を遵守しなくとも良いと述べていることと同じことです。法治国家である以上、今後も法務大臣において、法律が遵守されることは当然のことと思料します。

オウム死刑囚の中には、「生きて事件の真相を語ることで罪を償いたい」と述べる者もいると聞いていますが、これは、真相を語ることを延命の手段に利用するものです。23年もの長い年月があったのですから、今更、何を語りたいというのでしょうか。死刑執行が現実味を帯びるようになったこの期に及んで、真相を語りたいから生かして欲しいなどというのは、時間稼ぎにしか思えません。

被害者遺族をさらに苦しめることになるのではないか。また、そのような死刑囚が心から反省しているとは、思えません。

法務大臣は法の建前に従い、肅々と法を執行したものであり、当フォーラムでも、これを強く支持します。

(連絡先)

V S フォーラム代表代行・事務局長
弁護士 高橋正人
電話 03 (3261) 6181
FAX 03 (3261) 6182
携帯 090 (9149) 3190